

○違法駐車車両の負担金等を納付しない者に対して行う滞納処分の執行要領の制定について（概要）

（平成 20 年福岡県警察本部内訓第 18 号）

この内訓は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条第 18 項の規定に基づき、負担金等を納付しない者に対し、別に通知する警察署長が行う滞納処分の執行要領について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 徴収職員
- 書類の送達
- 滞納処分の要件及び催促
- 財産等の調査
- 滞納処分の執行の決定等
- 捜索の権限及び方法等
- 財産の差押え
- 差押債権の取立て及び配当
- 差押えの解除及びその通知
- 報告
- 関係書類の保存

などの項目からなっている。